

平成30年3月26日

預金保険料率の変更について

一般社団法人全国信用金庫協会
会長 佐藤 浩二

本日、第262回預金保険機構運営委員会において、平成30年4月1日以降に適用される預金保険料率の実効料率を0.034%に引き下げることが決議されるとともに、預金保険機構が財務大臣と金融庁長官に対して、預金保険料率の変更認可申請を行いました。

私どもでは、預金保険料率につきまして、共通理解とされた「責任準備金および預金保険料率の中長期的なあり方」に基づき、適切に見直しを検討されるべきと要望してきたところ、今般、責任準備金や付保対象預金の増加等を踏まえ、昨年度に引き続き料率の引下げを措置いただきましたことに感謝申し上げます。

私ども信用金庫といたしましては、今回の措置を金融仲介機能の更なる発揮に繋げ、会員をはじめとするお客さまの課題解決を図り、豊かで持続可能な地域社会づくりに向けて注力してまいります。

以上